



平成 19 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン ウ ッ ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 島 正 章
(J A S D A Q ・ コ ー ド 8 9 0 3)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 本 部 長 岡 本 真 人
電 話 0 3 - 5 4 2 5 - 2 6 6 2

発行価格並びに売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 19 年 7 月 25 日 (水) 開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行並びに当社株式の売出しに
関し、発行価格並びに売出価格等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行 (一般募集)

(1) 発 行 価 格	1 株につき 金 240,000 円
(2) 発 行 価 格 の 総 額	1,056,000,000 円
(3) 払 込 金 額	1 株につき 金 223,750 円
(4) 払 込 金 額 の 総 額	984,500,000 円
(5) 増 加 する 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額	増加する資本金の額 492,250,000 円 増加する資本準備金の額 492,250,000 円
(6) 申 込 期 間	平成 19 年 8 月 3 日 (金) ~ 平成 19 年 8 月 7 日 (火)
(7) 払 込 期 日	平成 19 年 8 月 10 日 (金)

(注) 引受人は払込金額にて買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 当社株式の売出し (オーバーアロットメントによる売出し) (後記<ご参考> 2. を参照のこと。)

(1) 売 出 株 式 数	600 株
(2) 売 出 価 格	1 株につき 金 240,000 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額	144,000,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 19 年 8 月 3 日 (金) ~ 平成 19 年 8 月 7 日 (火)
(5) 受 渡 期 日	平成 19 年 8 月 13 日 (月)

3. 第三者割当による新株式発行 (後記<ご参考> 2. を参照のこと。)

(1) 払 込 金 額	1 株につき 金 223,750 円
(2) 払 込 金 額 の 総 額	(上限) 134,250,000 円
(3) 増 加 する 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額	増加する資本金の額 (上限) 67,125,000 円 増加する資本準備金の額 (上限) 67,125,000 円
(4) 申 込 期 間 (申 込 期 日)	平成 19 年 9 月 5 日 (水)
(5) 払 込 期 日	平成 19 年 9 月 6 日 (木)

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出し (オーバーアロットメントによる売出し) に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成19年8月2日(木)	250,000円
(2) ディスカウント率		4%

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である三菱UFJ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式600株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)であります。

これに関連して、三菱UFJ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成19年7月25日(水)開催の取締役会において、三菱UFJ証券株式会社を割当先とする当社普通株式600株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を平成19年9月6日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJ証券株式会社は、平成19年8月8日(水)から平成19年9月3日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(600株)を上限とし、借入れ株式の返還を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(600株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(600株)から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

3. 調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額及び第三者割当増資による手取概算額上限を合わせた1,102,750,000円については、全額をマンション分譲事業における運転資金(用地取得費用及び建物建設費用)に充当する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。